

湖西市環境センター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業
公募説明書

令和2年4月6日

湖 西 市

湖西市環境センター
基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業
公募説明書

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| I. 公募概要..... | 1 |
| 1. 公募日..... | 1 |
| 2. 発注者..... | 1 |
| 3. 事務局..... | 1 |
| II. 事業概要..... | 2 |
| 1. 事業目的..... | 2 |
| 2. 事業概要..... | 2 |
| III. 特別目的会社が実施する業務の範囲..... | 5 |
| 1. 基幹的設備改良工事..... | 5 |
| 2. 長期包括運営委託事業..... | 5 |
| 3. 浜松市への可燃ごみ運搬業務（令和6年1月31日まで）..... | 5 |
| 4. 業務終了時の堆積物等処分業務..... | 6 |
| IV. 本市が実施する業務の範囲..... | 6 |
| 1. 処理対象物の搬入..... | 6 |
| 2. 本事業の監視..... | 6 |
| 3. 副生成物の運搬及び処分..... | 6 |
| 4. 有価物の売却..... | 6 |
| 5. 住民への対応..... | 6 |
| V. 民間事業者の募集及び選定に関する事項..... | 7 |
| 1. 募集及び選定スケジュール..... | 7 |
| 2. 応募者の参加資格要件..... | 8 |
| 3. 民間事業者の審査及び選定..... | 12 |
| 4. 事業者審査会の設置..... | 13 |
| VI. 募集要項について..... | 14 |
| 1. 募集要項の構成..... | 14 |
| 2. 募集要項の公表..... | 14 |
| 3. 提案概要書の提出..... | 17 |
| 4. 提案書類の提出..... | 18 |
| 5. 民間事業者の決定（提案審査）..... | 20 |
| VII. 本事業に関するその他の事項..... | 22 |

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 優先交渉権者選定後の手続..... | 22 |
| 2. 応募参加にかかる保証金、契約保証金..... | 22 |
| 3. 運営事業者の設立..... | 22 |
| 4. その他..... | 23 |

添付資料1 事業スキーム図

用語の定義

募集要項において用いる用語を以下のとおり定義する。

- 本 施 設： 本事業において基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を予定している施設をいう。
- 焼 却 施 設： 本施設のうち、処理対象物を焼却処理する施設をいう。
- リサイクルプラザ： 本施設のうち、処理対象物を破砕選別処理する施設をいう。
- 処 理 対 象 物： 本市から排出され、本施設に搬入される燃やせるごみ及び燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ（各色びん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶）をいう。
- 基 本 協 定： 優先交渉権者決定後、事業契約の締結に向けて、本市と優先交渉権者が締結する協定をいう。
- 事 業 契 約： 本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を行うため、基本協定に基づき、本市と特別目的会社が締結する契約をいう。
- 募 集 要 項： 本事業のプロポーザル公告の際に配布する公募説明書、要求水準書、事業者選定基準書、基本協定書案、事業契約書案などの資料をいう。
- 応 募 者： 本事業の公募に応募する単体の民間事業者もしくは複数の民間事業者で構成される応募グループをいう。
- 応 募 グ ル ー プ： 本事業の公募に複数の民間事業者で応募する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
- 構 成 員： 本事業を実施する企業のうち、事業開始後、基幹的設備改良工事又は長期包括運営委託事業について全て又は一部を特別目的会社から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資する民間事業者をいう。
- 協 力 企 業： 本事業を実施する企業のうち、事業開始後、基幹的設備改良工事又は長期包括運営委託事業について全て又は一部を特別目的会社から請け負うことを予定している特別目的会社へ出資しない民間事業者をいう。
- 代 表 企 業： 単独で本事業に参加する場合には、その民間事業者を指し、応募グループで参加する場合には、代表して応募手続等を行う民間事業者をいう。
- 民 間 事 業 者： 本事業において基幹的設備改良工事又は長期包括運営委託事業の全て又はその一部を実施する者をいう。
- プ ラ ン ト： 本施設のうち、処理対象物を焼却処理または破砕選別処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
- 建 築 物 等： 本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。

事業者審査会：本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う
目的で、本市が設置する学識経験者等の有識者等で構成される湖西
市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業
PFI 事業者審査会をいう。

I. 公募概要

本公募説明書は、本市が行う本事業を実施する民間事業者選定のための公募型プロポーザルに適用されるものであり、本事業に係る公募に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本公募説明書を含む募集要項（公募説明書、要求水準書、契約書案（基本協定書案、事業契約書案）、事業者選定基準書、様式集）によるものとします。

応募者は、募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、募集要項に沿って、本事業の目的に合った条件で、応募書類等の作成等を行うものとします。

1. 公募日

令和2年4月6日

2. 発注者

湖西市長 影山 剛士

3. 事務局

本公募において、本事業の事務を担当する部局（以下「事務局」という。）は、次のとおりとする。

名 称：湖西市環境部 廃棄物対策課

担当者：疋田

住 所：〒431-0441 静岡県湖西市吉美 3294-47（環境センター）

E-mail：haitai@city.kosai.lg.jp

T E L：053-577-1280

F A X：053-577-3253

II. 事業概要

1. 事業目的

本施設を今後も有効に活用し、またライフサイクルコストの削減を図るため、二酸化炭素排出抑制対策を含む基幹的設備改良工事を実施し、併せて長期包括運営委託事業の導入により日常の適正な運転管理、適切な点検整備及び的確な延命化対策を行い、施設運営のさらなる効率化を図る。なお、本市は、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金を活用し、基幹的設備改良工事を実施する予定である。

2. 事業概要

(1) 事業方式

本事業は、本施設の設計・基幹的設備改良工事・資金調達及び運営に係る業務を特別目的会社が一括して行う R0（Rehabilitate:改修（基幹的設備改良工事） Operate:運営）方式として実施する。

従って、本事業に応募する応募者又は複数の民間事業者によって構成される応募グループは特別目的会社を設立すること。

(2) 事業期間

- 1) 事業期間：契約締結日の翌日から令和 26 年 3 月 31 日まで
- 2) 焼却施設工事期間：契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 31 日まで
- 3) リサイクルプラザ工事期間：契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- 4) 運営準備期間：契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 5) 焼却施設運営期間：令和 6 年 2 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日まで
- 6) リサイクルプラザ運営期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 26 年 3 月 31 日まで
- 7) 乖離請求期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(3) 対象施設

- 1) 工場棟（焼却施設・リサイクルプラザ）
- 2) 管理棟
- 3) 車庫棟
- 4) 手洗車棟
- 5) スtockヤード棟
- 6) 計量棟

(4) 施設の立地条件

1) 事業用地

静岡県湖西市吉美 3294-47

2) 都市計画事項

用途地域 : 指定のない地域
 防火地域 : 建築基準法第 22 条地域
 高度地区 : なし
 建ぺい率 : 60%
 容積率 : 100%

3) 施設概要

基幹的設備改良工事を実施後、以下のとおり施設の処理能力を変更する。

| 湖西市環境センター | | |
|-----------|-------------------------|--|
| 施設 | 焼却施設 | リサイクルプラザ |
| 形式 | 旋回流型流動床式焼却炉 (全連続燃焼式) | ・横型衝撃・せん断回転式(高速破砕機) ・油圧駆動 2 軸回転引裂式(低速破砕機) |
| 運営期間 | 令和 6 年 2 月～令和 26 年 3 月 | 令和 3 年 4 月～令和 26 年 3 月 |
| 処理能力 | 102t/日 (51t/日×2 炉) | 30t/5h |

※参考 現状

| 湖西市環境センター | | |
|-----------|---------------------------------------|--|
| 施設 | 焼却施設 | リサイクルプラザ |
| 形式 | 旋回流型流動床式焼却炉 (全連続燃焼式) | ・横型衝撃・せん断回転式(高速破砕機) ・油圧駆動 2 軸回転引裂式(低速破砕機) |
| 稼働期間 | 平成 10 年 7 月 ～ 平成 22 年 10 月 (休止) | 平成 10 年 7 月 ～ 現在 |
| 処理能力 | 120t/日 (60t/日×2 炉) | 30t/5h |
| 設計施工 | 株式会社 荏原製作所 | |
| 運転管理 | (荏原環境プラント株式会社) ※休止中 | 荏原環境プラント株式会社 |

(5) 施設の配置

本施設の全体配置図を図に示す。

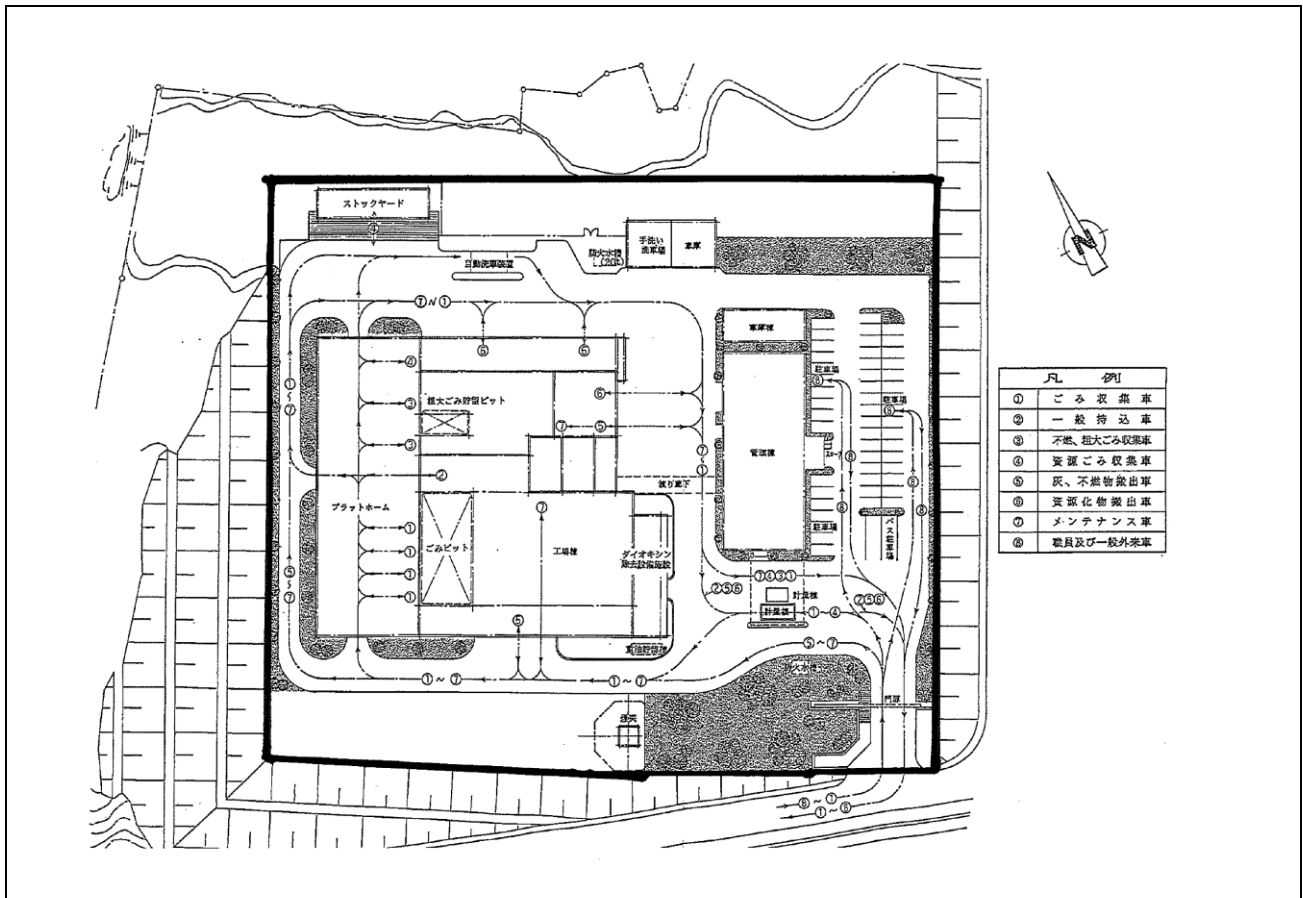


図 全体配置図（管理範囲は市の使用する管理棟部分を除く太枠線内）

(6) 契約形態

本市は、特別目的会社に本施設の基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を一括して発注し、本事業に係る事業契約を特別目的会社と契約締結する。

本事業の事業スキーム例は、添付資料1を参照すること。

(7) 関係法令等の遵守

特別目的会社は、本事業を行うにあたって、必要とされる関係法令等を遵守すること。

III. 特別目的会社が実施する業務の範囲

特別目的会社は、本施設の設計・基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業に係る資金を自らの責任で調達し、本事業を実施する。なお、民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 基幹的設備改良工事

- (1) 本市と締結する事業契約及び本市の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を行う。
- (2) 焼却施設機械設備工事、リサイクルプラザ機械設備工事、建築工事及びその他本事業の実施に必要な工事を行う。さらに、本施設の基幹的設備改良工事に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- (3) 本市が実施する補助金及び交付金申請書類の作成支援を行う。

2. 長期包括運営委託事業

- (1) 本市と締結する事業契約及び本市の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の長期包括運営委託事業を行う。
- (2) 本施設の運営管理に必要な体制を組織した上で、運転管理業務、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、環境管理業務、情報管理業務、その他本施設の運営に必要な関連業務等（対象施設の清掃及び植栽管理業務、その他本市の実施する事業への協力等を含む）を行う。

3. 浜松市への可燃ごみ運搬業務（令和6年1月31日まで）

特別目的会社は令和6年1月31日までの期間、本施設に搬入される可燃物（直接搬入ごみ等）を浜松市における本市の指定する場所まで運搬すること。また、可燃物の運搬にあたって本市が用意する車両以外に必要な運搬車両は事業者が自ら用意すること。

ただし、前述の期間中であっても基幹的設備改良工事に伴う試運転のために処理対象ごみを確保する必要がある時期においては、本市と協議の上、本施設に搬入される可燃物（直接搬入ごみ等）は本市の指定する場所へ運搬せずにごみピットへ貯留し、試運転に用いることができる。

4. 業務終了時の堆積物等処分業務

- (1) 事業期間終了時には、可能な限り本施設内の堆積物（ごみピット内の残留ごみ、炉底残渣（不燃物）、飛灰等）、各種薬剤、廃油及び事業者が購入した備品類等を処分する。
- (2) 本施設の付着物及び残留物のダイオキシン類濃度測定、アスベスト調査測定、PCB含有のおそれがある設備の調査等を行い、本市に報告する。

IV. 本市が実施する業務の範囲

本市は、特別目的会社が金融機関から借入を行った場合、特別目的会社が選定した金融機関と直接協定を締結する。なお、本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1. 処理対象物の搬入

本市は、処理対象物の搬入を行うとともに、分別に関する指導等の啓発活動を行う。

2. 本事業の監視

本市は、基幹的設備改良工事において、設計内容の承諾及び工事の監視を行う。また、運營業務において、運営状況の監視を行う。

3. 副生成物の運搬及び処分

本市は、運営期間中に本施設から排出する副生成物の運搬及び処分を行う。

4. 有価物の売却

本市は、運営期間中に本施設から発生する副生成物のうち有価物の売却を行う。

5. 住民への対応

本市は、事業期間中に周辺住民からの意見や苦情について適切な対応を行う。なお、特別目的会社は本市に協力するものとする。

V. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール

本事業は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から本市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、民間事業者を選定する。なお、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりである。

公募型プロポーザル方式による事業者選定スケジュール

| No. | 項 目 | 日 程 |
|-----|--------------------|--------------------------------|
| 1 | 公募の公告 | 令和2年 4月6日(月) |
| 2 | 募集要項の配布開始 | 令和2年 4月6日(月) |
| 3 | 現地視察期間 | 令和2年 4月13日(月) ～令和2年 5月8日(金) |
| 4 | 資格審査に係る質問の受付締切 | 令和2年 5月1日(金) |
| 5 | 資格審査に係る質問への回答 | 令和2年 5月8日(金) |
| 6 | 資格審査申請書の受付締切 | 令和2年 5月22日(金) |
| 7 | 資格審査の実施 | 令和2年 5月29日(金) |
| 8 | 資格審査結果の通知 | 令和2年 5月29日(金) |
| 9 | 募集要項に関する質問受付締切 | 令和2年 6月12日(金) |
| 10 | 募集要項に関する質問への回答 | 令和2年 6月26日(金) |
| 11 | 提案概要書の受付締切 | 令和2年 7月3日(金) |
| 12 | 競争的対話の実施 | 令和2年 7月中旬 |
| 13 | 非価格要素提案書・価格提案書等の提出 | 令和2年 9月11日(金) |
| 14 | 基礎審査の実施 | 令和2年 10月上旬 |
| 15 | 非価格要素審査及び価格審査 | 令和2年 11月下旬 |
| 16 | 総合的な評価の実施 | 令和2年 11月下旬 |
| 17 | 優先交渉権者の選定 | 令和2年 11月下旬 |
| 18 | 基本協定の締結 | (17)の後速やかに |
| 19 | 特別目的会社の設立 | (18)の後速やかに |
| 20 | 契約詳細の協議 | 令和2年 12月以降 |
| 21 | 事業契約の締結 | 令和3年 3月 |

2. 応募者の参加資格要件

公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本市は応募者の資格を確認するために資格審査を実施する。

本市は、参加資格審査申請書類等から、応募者の資格の確認を行うために以下の事項を確認する。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業を行う単独の民間事業者又は複数の民間事業者により構成される応募グループ（一つの民間事業者がこれらの役割を兼任することを認める。）とする。
- 2) 応募グループにあっては、焼却施設のプラント部分の基幹的設備改良工事を担当する企業を代表企業として、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- 3) 焼却施設のプラント部分の基幹的設備改良工事を担当する企業及び本施設の運営（施設の運転、施設の維持補修）を担当する企業は構成員（特別目的会社へ出資を行うこと）であることとする。
- 4) 応募グループとして応募する場合は代表企業、その他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- 5) 代表企業の変更、応募グループの構成員は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 代表企業は湖西市工事競争入札参加資格者の認定があること。
- 7) 応募企業または応募グループの構成企業が、他の応募企業または応募グループの構成企業となることは認めない。
- 8) 応募者と関係会社にあたる企業が、他の応募企業、応募グループの構成企業となることはできない。
- 9) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 工事請負事業者の構成等

焼却施設のプラント部分の基幹的設備改良工事を担当する企業については、応募企業または応募グループの構成員が担当すること。特定建設工事共同企業体（乙型）にあっては、プラント部分の基幹的設備改良工事を担当する企業の出資比率が最大とすることとする。

(3) 運営事業者の構成等

本施設の運営は特別目的会社が担当することとする。

(4) 応募者の共通参加資格要件（応募者の共通要件）

応募企業及び応募グループの構成企業は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

- 1) 参加資格審査書類提出時において、湖西市工事建設等の有資格業者に関する指名停止措置要綱において指名停止を受けていない者であること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4) PFI 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
- 5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- 6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）
- 7) 法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していない者であること。
- 8) 湖西市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- 9) 湖西市暴力団排除条例（平成 25 年 1 月 1 日）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- 10) 市から本事業に関するアドバイザー業務を委託している一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体と本業務において提携関係にある者またはこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。
- 11) 事業者審査会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(5) 基幹的設備改良工事を行う企業の要件

応募企業または応募グループの構成企業のうち、基幹的設備改良工事を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- 1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による清掃施設工事もしくは、機械器具設置工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 3) 建築業法に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- 4) 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設において、以下に掲げる条件を全て満たす建設実績又は基幹的設備改良工事の実績を有すること。

ア. ごみ焼却施設

- ・本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、流動床式、焼却炉からの廃熱を利用した発電設備を有し、処理能力100t/日以上かつ1炉あたり50t/日以上）において、令和2年3月31日時点で単体元請として建設実績又は基幹的設備改良工事をそれぞれ2件以上有していること。

イ. リサイクルプラザ

- ・本施設と同種同規模程度の破砕リサイクル施設において、令和2年3月31日時点で建設実績又は基幹的設備改良工事を合わせて2件以上有していること。

- 5) 建設業法に係る清掃施設工事業もしくは機械器具設置工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

(6) 長期包括運営委託事業を行う企業の要件

応募企業または応募グループの構成企業のうち、長期包括運営委託事業を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- 1) 地方公共団体が所有する一般廃棄物処理施設において、以下に掲げる条件を全て満たす長期包括運営委託実績を有していること。

ア. ごみ焼却施設

- ・本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、流動床式、焼却炉からの廃熱を利用した発電設備を有し、処理能力100t/日以上かつ1炉あたり50t/日以上）において、令和2年3月31日時点で3年以上の包括運営（維持補修・更新・運転・用役調達）実績を2件以上有していること。

イ. リサイクルプラザ

- ・本施設と同種同規模程度の破砕リサイクル施設において、令和2年3月31日時点

で3年以上の包括運営（維持補修・更新・運転・用役調達）実績を2件以上有していること。

2) 1)の施設での運転管理実績を有する専門の技術者又は本市が認めるそれに相当する技能・経験を有した専門の技術者を運営開始から1年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること。

3. 民間事業者の審査及び選定

下記に示すフロー及び以下の要領で、民間事業者の審査及び選定を行う。

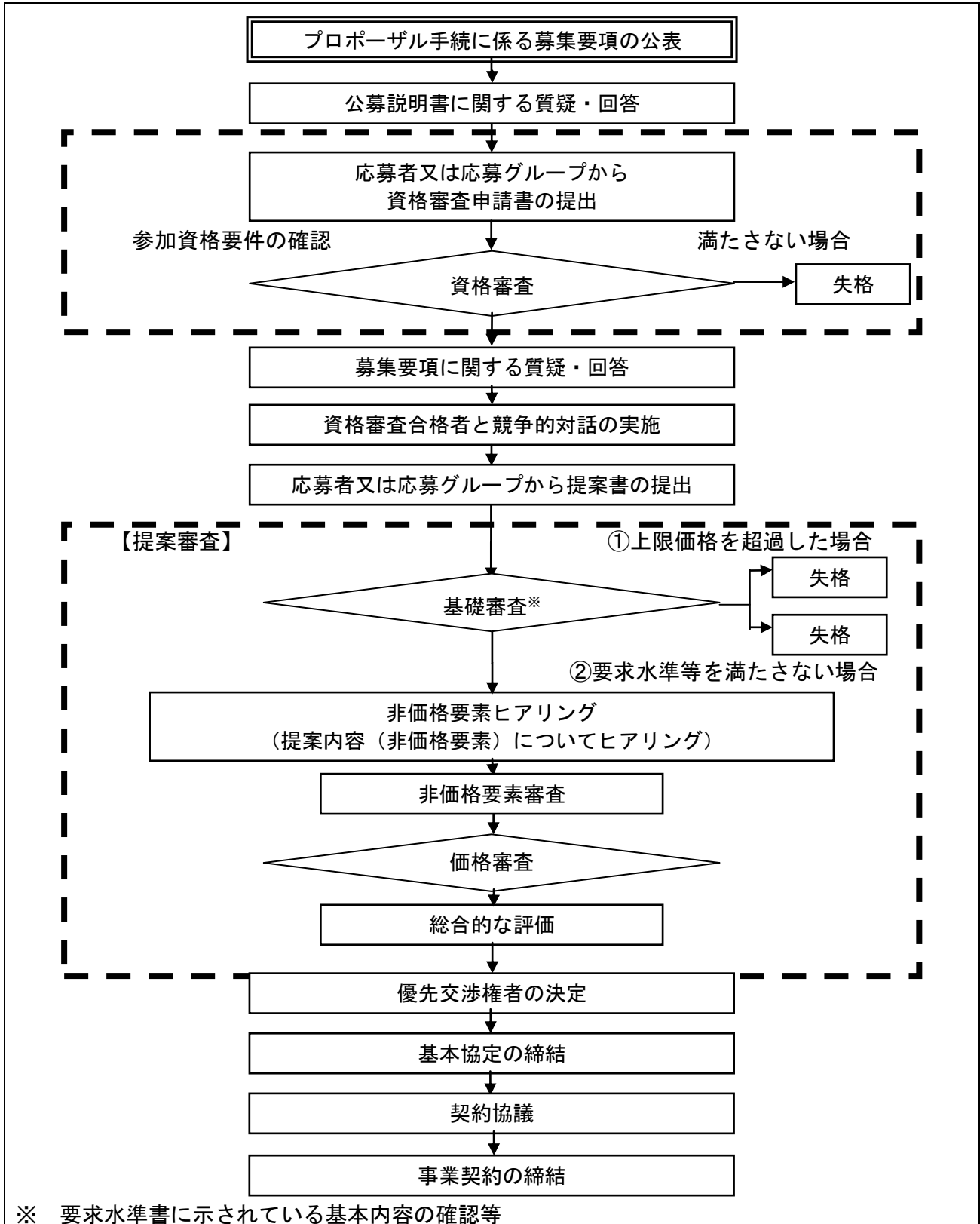


図 民間事業者の選定フロー

4. 事業者審査会の設置

本市は、本事業の事業者選定にあたり地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、次に示す学識経験者等の有識者等により構成する「湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業 PFI 事業者審査会」を設置し、意見を聴取する。

表 事業者審査会 委員名簿

| 選任区分 | 氏 名 | 所属・役職等 |
|---------------|------------------------|----------------------------|
| 有識者 (委員長) | の もと おさむ 野 本 修 | 西村あさひ法律事務所 弁 護 士 |
| 有識者 (副委員長) | やま ぐち なお や 山 口 直 也 | 青山学院大学 会計プロフェッション研究科 教授 |
| 有識者 | こ ばやし じゅん 小 林 潤 | 工学院大学 工学部 機械工学科 教授 |
| 行政委員 | やま もと かず とし 山 本 一 敏 | 財政担当課所管部長 総務部長 |
| 行政委員 | すず き とおる 鈴 木 徹 | PFI 担当課所管部長 企画部長 |
| 行政委員 | かわ かみ けい し 川 上 恵 資 | 事業主管課所管部長 環境部長 |

VI. 募集要項について

1. 募集要項の構成

募集要項は、次の(1)から(5)までの書類により構成される。募集要項は、提案書類を作成するにあたっての基本条件を示すものである。

- (1) 公募説明書
- (2) 要求水準書
- (3) 事業者選定基準書
- (4) 契約書案（基本協定書案、事業契約書案）
- (5) 様式集

2. 募集要項の公表

募集要項は、次のとおり公表する。

日 時：令和2年4月6日（月）

方 法：市のウェブサイトで公表する。

(1) 募集要項説明会

募集要項説明会は、実施しない。

(2) 現地視察

応募者のうち、希望者においては本施設の視察を実施する。視察期間は令和2年4月13日（月）から令和2年5月8日（金）まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

視察を希望する応募者は、希望日の5開庁日前の17時までに事務局の電子メールアドレスに、次の事項を送信することとする。メール件名は「湖西市環境センターの視察申込み」とし、事務局からの返信をもって申込み完了とする。

- ① 企業名
- ② 担当者名、所属部署名
- ③ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）
- ④ 視察の希望日時

(3) 募集要項に対する質問回答

募集要項に対する質問回答を以下の1)～3)のとおり実施する。要求水準以上の性能の発揮が可能な場合で、要求水準と異なった提案を行う可能性がある場合は、本質問回答において、内容の適合について、確認を行うことができるものとする。このうち特に、代替提案を希望する場合には、「募集要項に関する質問書」（添付様式）の「3.

要求水準書に関する意見・質問」に提案内容を記載（必要に応じ、図面等を添付）すること。なお、質問者のノウハウ、独自の提案にかかる質問回答については、当該質問者に対する個別の回答を実施する。代替提案に関する事項等で個別回答を希望する場合はその旨を記載すること。ただし、内容がすべての提案や要求水準一般にかかるものである場合は、すべての質問者に伝えることがあるので留意すること。

なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本市が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

1) 質問の受付及び回答スケジュール

【資格審査申請書等に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間 令和2年5月1日（金）17時00分まで
- ② 回答期限 令和2年5月8日（金）17時00分まで

【募集要項（要求水準書等）に関する質疑回答期間】

- ① 受付期間 令和2年6月12日（金）17時00分まで
- ② 回答期限 令和2年6月26日（金）17時00分まで

2) 質問の方法

質問のある者は、「募集要項に関する質問書」（添付様式）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質問は受け付けないこととする。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

ただし、当該質問に関する質問者からの電話による受信確認の連絡は、受け付けるものとする。

3) 回答方法

本市は、回答を作成し、ウェブサイトにて公表する。質問の性質上、個別に回答する必要がある場合については、「募集要項に関する質問書」（添付様式）に記載されているメールアドレス宛てに送付するものとする。

(4) 参加資格確認（資格審査）

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、本市の審査を受けるものとする。

1) 資格審査申請書等の提出

応募者は、「Ⅴ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 2. 応募者の参加資格要件

1)～3)」に掲げる参加資格を有することを証明するため、資格審査申請書及び資格証明書類（以下「資格審査申請書等」という。）を事務局に提出しなければならない。

ア. 応募者が提出する資格審査申請書等

資格審査申請書等として提出する書類は、別途、提示している様式集のとおりとする。

イ. 資格審査申請書等の提出方法

資格審査申請書等は、正本1部、副本3部を持参又は郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

ウ. 資格審査申請書等の受付

- ① 受付期間：令和2年5月22日（金）まで
- ② 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで
（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- ③ 受付場所：「I. 公募概要 3. 事務局」のとおり

2) 資格確認方法

応募者の資格確認は、提出された資格審査申請書等に対する書類審査より行う。

3) 資格審査結果

資格審査結果は、令和2年5月29日（金）以降に書面（「資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

(5) 審査結果理由の説明請求

資格審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができるものとする。

1) 説明請求の期日等

資格審査結果理由の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面で回答する。

3. 提案概要書の提出

応募者が提出する本事業についての提案概要書には次の4大項目に関する概要を各項目毎にA4サイズで合計8枚以内とし、簡潔に記載することとする。

①事業全体に関する事項

- ・事業実施体制の考え方
- ・事業の監視及びリスク管理の考え方
- ・事業収支計画の考え方

②基幹的設備改良工事に関する評価事項

- ・二酸化炭素排出抑制の取組への考え方
- ・工事工程及び工事期間中のごみ処理の考え方
- ・安全対策に関する考え方

③長期包括運営委託に関する評価事項

- ・環境保全対策の考え方
- ・施設運営計画の考え方
- ・維持管理計画の考え方
- ・事故及び災害対応の考え方

④地域貢献に関する評価事項

- ・地域貢献への考え方

提出にあっては、A4サイズに折り込んだ上で、A4縦長綴じ片面印刷で作成し、正本1部、副本10部、CD-R/RW 2セット（使用するソフトはMicrosoft社製Word(Windows版)2016以上）を提出する。

なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

(1) 提案概要書の受付

1) 受付期間：令和2年7月3日（金）まで

2) 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

3) 受付場所：「I. 公募概要 3. 事務局」のとおり

4. 提案書類の提出

(1) 提案書類の構成書類

資格審査を合格した応募者は、提案書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下「提案書類」という。）を提出すること。

提案書類の構成は、次のとおりとする。提案書類は、様式集に沿って作成するものとし、1) 価格提案書は封筒に封緘するものとし、4) 事業計画書のうち様式第10号-1及び様式第10号-2は副本には入れないこととする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、提案書類に応募者を直接的に特定できる記述を行わないものとする。

- 1) 価格提案書 【様式第 7 号】
- 2) 技術提案書（設計図書）【様式第 8 号】
- 3) 非価格要素提案書 【様式第 9 号】
- 4) 事業計画書 【様式第 10 号】
- 5) 業務分担届出書 【様式第 11 号】

(2) 提案書類の提出方法

提案書類については、1)～5)は正本1部、副本10部、CD-R/RW 2セット（正本1部、副本1部）を準備し、持参又は郵送（書留）により提出することとする。受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

なお、CD-R/RWには、提案書類のうち、電子データで提出が可能なもの（様式の指定があるもの、説明文章等）のみを格納することとする。電子データでの提出が困難なもの（図面等）に限り別添とすることとする。また、CD-R/RW への格納の条件は、次のとおりとする。

CD-R/RW：Windowsフォーマット

OS：Microsoft 社製のWindows

使用アプリケーション：Microsoft社製のWord（2016以上）・Excel（2016以上）

1) 提案書類の受付

- ア. 受付期間：令和2年9月11日（金）まで
- イ. 受付時間（持参の場合）：9時から17時まで（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- ウ. 受付場所：「I. 公募概要 3. 事務局」のとおり

2) 応募の辞退

応募者は、提案書類の受付締切日まで随時応募を辞退することができるものとする。

応募を辞退する場合は、令和2年9月11日（金）までに「辞退届」【様式第12号】を事務局に持参又は郵送（書留）するものとする。

3) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア. 応募に参加する資格のない者が応募したとき
- イ. 提案書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき
- ウ. 同一事項の応募について2通以上の価格提案書を提出したもの
- エ. 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- オ. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為をしたとき
- カ. 応募に関し不正の行為があったとき
- キ. 価格提案書に記載された金額、氏名、件名、又は印形が認知し難いとき
- ク. 価格提案書に記載された事業費の金額が上限価格を超過しているもの
- ケ. その他、応募条件に違反したとき

4) 応募に当たっての留意事項

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に事業者の選定を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を公募に参加させず又は事業者の選定の手続を延期又は取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、本市が必要と認めたときは、応募を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

5) 提案書類の修正等の禁止

提案書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めないこととする。ただし、この規定は審査の過程において、本市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げないものとする。

5. 民間事業者の決定（提案審査）

(1) 優先交渉権者の選定方法

本市は、事業者選定基準書に基づき、次の1)から5)までの手順を経て優先交渉権者を選定し、その結果を各応募者に書面で通知するとともに、速やかに公表する。

1) 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか否かの審査を行う。

2) 非価格要素審査

1)の基礎審査を通過した応募者を対象に、非価格要素について審査し、非価格要素審査点を決定する。

なお、非価格要素審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、必要に応じて、事業者審査会によるヒアリングを実施する。

3) 上限価格

本件は、上限価格を事前公表する。

上限価格：19,500,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4) 価格審査

3)に示す上限価格を超過していない応募者の提案価格を事業者選定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

5) 優先交渉権者の決定

非価格要素審査点と価格審査点から事業者選定基準書に定める総合的な評価方式により評価点を算定し、最も高い点数の者を「優先交渉権者」とする。なお、総合評価点の最も高い点数の者が2者以上あるときは、くじ引により優先交渉権者を決定する。

(2) 優先交渉権者の失格

応募グループを構成する企業が、優先交渉権者選定から契約締結までに、本市と事業契約の締結に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合
- 2) 贈賄、談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。ただし、該当企業が、協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、本市の判断により、当該協力企業の変更を認める場合がある。

VII. 本事業に関するその他の事項

1. 優先交渉権者選定後の手続

(1) 契約詳細の協議

本市と民間事業者は、優先交渉権者選定後、基本協定、事業契約の締結のために契約詳細の協議を実施する。なお、契約詳細の協議は、基本協定書案及び事業契約書案における詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わないものとする。

(2) 契約の締結

本市と優先交渉権者により設立された特別目的会社は、基本協定に基づき事業契約を締結する。

(3) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金申請手続きへの協力

特別目的会社は、本事業の実施に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等交付金申請手続き等に協力するとともに、当該補助金要綱等に適合するように本施設の基幹的設備改良工事関連資料の作成を行うこととする。

2. 応募参加にかかる保証金、契約保証金

(1) 応募参加にかかる保証金

応募参加に係る保証金の納付は免除する。

(2) 契約保証金

事業者は、各々の契約に定める金額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に本市に差し入れることとする。

3. 運営事業者の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者選定後速やかに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社を設立するものとする。特別目的会社の設立及びその実施する業務に関しては、次のとおりとする。

- 1) 本店所在地を静岡県湖西市内とする。なお、運営期間中に限り、無償で本施設内に設置することも認める。
- 2) 優先交渉権者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合が設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- 3) 事業者は、特別目的会社の設置日から事業期間を通じて資本金を1億円以上維持すること。
- 4) 特別目的会社の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出することとする。
- 5) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこととする。
- 6) 特別目的会社は本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。
- 7) 特別目的会社を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書及び定款の原本証明付きの写しを添えて、本市にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。

4. その他

1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続のうち、応募者が実施する行為に関しては、自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

2) 著作権等

提出された提案書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本事業において公表が必要と認めるときは、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

3) 募集要項等の使用の制限

本市から提示された募集要項は、本事業への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないものとする。

4) 使用言語等

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、応募に関する提案書類、質問、審査等における通貨は円、単位は国際単位系とする。本公募説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

5) 審査結果理由の説明請求

審査の結果、優先交渉権者とならなかったものは、その理由について本市に対して

説明を求めることができるものとする。

(1) 説明請求の期日等

審査結果の理由の説明を求める場合には、本市が公表した日の翌日から起算して3日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留）又は持参によるものとし、持参の場合は9時から17時（ただし、12時から13時まで及び期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）とする。

(2) 説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行うものとする。

添付資料1 事業スキーム図

